

「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」（平成2年5月24日付け衛乳第35号厚生省生活衛生局長通知） 別紙「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作成日)平成2年5月24日 (最終改正日)平成29年3月17日	(作成日)平成2年5月24日 (最終改正日)平成28年6月3日
1～4 (略)	1～4 (略)
5 認定後の事務等 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メール又は <u>輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)</u> により申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。 (2)～(5) (略)	5 認定後の事務等 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。 (2)～(5) (略)
別表 (略)	別表 (略)
(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)
別添1～別添4 (略)	別添1～別添4 (略)
[別記様式1]～[別記様式4] (略)	[別記様式1]～[別記様式4] (略)
別添5 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 <u>① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u> <u>② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証</u>	別添5 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 <u>(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u> <u>(2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証</u>

明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 <u>③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</u> (2) NACCSにより発行申請を行う場合 <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS揭示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u>	明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 <u>(3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</u> (新設)
2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、 <u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)
[別記様式5] (略)	[別記様式5] (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成17年12月12日 (最終改正日) <u>平成29年 3 月17日</u>	(作 成 日) 平成17年12月12日 (最終改正日) <u>平成28年 6 月 3 日</u>
1～4 (略)	1～4 (略)
5 認定後の事務等 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉をカナダに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メール又は <u>輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)</u> により申請を行う場合にあつては、別添5によることとする。 (2)～(5) (略)	5 認定後の事務等 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉をカナダに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあつては、別添5によることとする。 (2)～(5) (略)
別表 (略)	別表 (略)
(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)
別添1～別添4 (略)	別添1～別添4 (略)
[別記様式1]～[別記様式4] (略)	[別記様式1]～[別記様式4] (略)
別添5 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 <u>① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u> <u>② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証</u>	別添5 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 <u>(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u> <u>(2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証</u>

明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 <u>③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。</u> (2) <u>NACCSにより発行申請を行う場合</u> <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS揭示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、 <u>電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)</u> 。なお、 <u>電子メールにより発行申請を行う場合であつて、1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)	明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 <u>(3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。</u> (新設) 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、 <u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)
[別記様式5] (略)	[別記様式5] (略)

改正後	現行
(作成日)平成2年5月24日 (最終改正日)平成29年3月17日	(作成日)平成2年5月24日 (最終改正日)平成28年6月3日
1～4 (略)	1～4 (略)
5 認定後の事務等 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を香港に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メール又は <u>輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)</u> により申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。 (2)～(5) (略)	5 認定後の事務等 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を香港に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式4による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添5によることとする。 (2)～(5) (略)
別表 (略)	別表 (略)
(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)
別添1～別添4 (略)	別添1～別添4 (略)
[別記様式1]～[別記様式4] (略)	[別記様式1]～[別記様式4] (略)
別添5 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証	別添5 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 輸出計画書の提出 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別記様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証

明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS揭示板にアクセスし、同社に対して、 <u>輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u>	明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)
2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、 <u>電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること</u> (その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、 <u>電子メールにより発行申請を行う場合であって、1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、 <u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)
[別記様式5] (略)	[別記様式5] (略)

改正後	現行
(作 成 日) 平成 2 1 年 2 月 1 8 日 (最終改正日) <u>平成 2 9 年 3 月 1 7 日</u>	(作 成 日) 平成 2 1 年 2 月 1 8 日 (最終改正日) <u>平成 2 8 年 6 月 3 日</u>
1 ～ 3 (略)	1 ～ 3 (略)
4 対 U A E 輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1) U A E に牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式 3 の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) ～ (7) (略)	4 対 U A E 輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1) U A E に牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式 3 の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) ～ (7) (略)
5 (略)	5 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続
1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 4 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイト	1 輸出計画書の提出 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 4 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)

<u>に掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u>	
2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない）。なお、1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)
(別紙様式 1) ～ (別紙様式 4) (略)	(別紙様式 1) ～ (別紙様式 4) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成 2 1 年 7 月 2 8 日 (最終改正日) <u>平成 2 9 年 3 月 1 7 日</u> 1 ～ 3 (略) 4 対マカオ輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1) マカオに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式 3 の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、<u>電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）</u>により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) ～ (7) (略) 5 ～ 7 (略)	(作 成 日) 平成 2 1 年 7 月 2 8 日 (最終改正日) <u>平成 2 8 年 6 月 3 日</u> 1 ～ 3 (略) 4 対マカオ輸出牛肉の食肉衛生証明書について (1) マカオに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った選定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式 3 の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) ～ (7) (略) 5 ～ 7 (略)
別添 電子メール <u>又は</u> NACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続	別添 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続
1 <u>衛生証明書の発行申請前の手続</u> (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 4 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) <u>NACCSにより発行申請を行う場合</u> <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイト</u>	1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 4 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)
<u>に掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、<u>電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略) (別紙様式 1) ～ (別紙様式 4) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、<u>管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略) (別紙様式 1) ～ (別紙様式 4) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成21年10月30日 (最終改正日) <u>平成29年 3 月17日</u> 1～3 (略) 4 認定後の事務等 (1) 対タイ輸出牛肉の衛生証明書について ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 イ～キ (略) (2) ・ (3) (略) 5～7 (略)	(作 成 日) 平成21年10月30日 (最終改正日) <u>平成28年11月21日</u> 1～3 (略) 4 認定後の事務等 (1) 対タイ輸出牛肉の衛生証明書について ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所(食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。)に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 イ～キ (略) (2) ・ (3) (略) 5～7 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 輸出計画書の提出 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、<u>輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに<u>提出</u>すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、<u>1 (1) の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)	<u>(新設)</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに<u>送付</u>すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、<u>1 の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合</u>にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)
(別紙様式1) ～ (別紙様式5) (略)	(別紙様式1) ～ (別紙様式5) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成 2 6 年 2 月 1 7 日 (最終改正日) <u>平成 2 9 年 3 月 1 7 日</u> 1・2 (略) 5 認定後の事務等 (1) (略) (2) 対メキシコ輸出牛肉等の衛生証明書について ア メキシコに牛肉等を輸出しようとする者は、証明書発行機関に別紙様式 3 の衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 イ〜キ (略) (3)・(4) (略) 4～6 (略)	(作 成 日) 平成 2 6 年 2 月 1 7 日 (最終改正日) <u>平成 2 8 年 6 月 3 日</u> 1・2 (略) 3 認定後の事務等 (1) (略) (2) 対メキシコ輸出牛肉等の衛生証明書について ア メキシコに牛肉等を輸出しようとする者は、証明書発行機関に別紙様式 3 の衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 イ〜キ (略) (3)・(4) (略) 4～6 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 5 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 5 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。
(2) <u>NACCSにより発行申請を行う場合</u> 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、<u>輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに<u>提出</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、<u>1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)	<u>(新設)</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに<u>送付</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合に</u>あっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)
(別紙様式 1)・(別紙様式 2) (略)	(別紙様式 1)・(別紙様式 2) (略)
(別紙登録書) (略)	(別紙登録書) (略)
(別紙様式 3)～(別紙様式 5) (略)	(別紙様式 3)～(別紙様式 5) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成26年3月28日 (最終改正日) <u>平成29年3月17日</u> 1～3 (略) 4 衛生証明書の発行事務等 (1) 検査申請 対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等において、牛肉をニュージーランドに輸出するために牛をとさつ・解体及び分割しようとする者は、あらかじめと畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式1による申請書を管轄する食肉衛生検査所に提出する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) (略) 5・6 (略)	(作 成 日) 平成26年3月28日 (最終改正日) <u>平成28年6月3日</u> 1～3 (略) 4 衛生証明書の発行事務等 (1) 検査申請 対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等において、牛肉をニュージーランドに輸出するために牛をとさつ・解体及び分割しようとする者は、あらかじめと畜場法施行令(昭和28年8月25日政令第216号)第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式1による申請書を管轄する食肉衛生検査所に提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) (略) 5・6 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式3に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 輸出計画書の提出 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式3に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。
(2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、<u>輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)	(新設) 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合</u>にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)
(別紙様式1)～(別紙様式3) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式3) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成 2 6 年 5 月 1 6 日 (最終改正日) <u>平成 2 9 年 3 月 1 7 日</u> 1 ～ 3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) フィリピンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添 3 によることとする。 (2) ～ (6) (略) 5 ～ 8 (略)	(作 成 日) 平成 2 6 年 5 月 1 6 日 (最終改正日) <u>平成 2 8 年 6 月 3 日</u> 1 ～ 3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) フィリピンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添 3 によることとする。 (2) ～ (6) (略) 5 ～ 8 (略)
(別添 3) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 6 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書</u>	(別添 3) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 6 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)

<u>等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、<u>電子メール又はNACCSを利用して</u>食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合</u>であって、<u>1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を<u>電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）</u>。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合に</u>あっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)
(別紙様式 1) ～ (別紙様式 6) (略)	(別紙様式 1) ～ (別紙様式 6) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作成日)平成26年8月28日 (最終改正日)平成29年3月17日 1～3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) カタールに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、<u>電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム</u>（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(6) (略) 5・6 (略)	(作成日)平成28年8月28日 (最終改正日)平成28年6月3日 1～3 (略) 5 食肉衛生証明書の発行 (1) カタールに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄する証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(6) (略) 5・6 (略)
別添 電子メール <u>又は</u> NACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続	別添 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続
1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式6に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書	1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式6に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)

<u>等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、<u>電子メール又はNACCSを利用して</u>食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合</u>であって、<u>1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を<u>電子メールに添付し</u>、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合</u>にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)
(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
（作成日）平成26年12月3日 （最終改正日）平成29年3月17日 1～3 （略） 4 食肉衛生証明書の発行 （1）インドネシアに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行うおととする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）</u>により申請を行う場合にあっては、別添3によることとする。 （2）～（6） （略） 5～8 （略）	（作成日）平成26年12月3日 （最終改正日）平成28年6月3日 1～3 （略） 4 食肉衛生証明書の発行 （1）インドネシアに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行うおととする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添3によることとする。 （2）～（6） （略） 5～8 （略）
（別添1）・（別添2） （略）	（別添1）・（別添2） （略）
（別添3） 電子メール<u>又は</u>NACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 （1）<u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。	（別添3） 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 （1）輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 （2）一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 （3）輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。
（2）NACCSにより発行申請を行う場合 <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに<u>提出</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、<u>1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （1）・（2） （略）	<u>（新設）</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに<u>送付</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合</u>にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （1）・（2） （略）
（別紙様式1）～（別紙様式5） （略）	（別紙様式1）～（別紙様式5） （略）

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成27年 6 月11日 (最終改正日) <u>平成29年 3 月17日</u> 1～3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) パーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(6) (略) 5・6 (略)	(作 成 日) 平成27年 6 月11日 (最終改正日) <u>平成28年 6 月 3 日</u> 1～3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) パーレーンに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行おうとする認定と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(6) (略) 5・6 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイト	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 輸出計画書の提出 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)

に掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略) (別紙様式1)～(別紙様式5) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略) (別紙様式1)～(別紙様式5) (略)
---	---

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成27年10月16日 (最終改正日) <u>平成29年 3 月17日</u> 1～3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) ミャンマーに牛肉を輸出しようとする者は、証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)</u>により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(6) (略) 5～7 (略)	(作 成 日) 平成27年10月16日 (最終改正日) <u>平成28年 6 月 3 日</u> 1～3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) ミャンマーに牛肉を輸出しようとする者は、証明書発行機関に対し、当該牛肉に係る食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(6) (略) 5～7 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>衛生証明書の発行申請前の手続</u> (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式6に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) <u>NACCSにより発行申請を行う場合</u> <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u>	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者(以下「輸出者」という。)は、別紙様式6に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)
2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、<u>食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)</u>。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、<u>1(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を<u>電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること(その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。)</u>。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)
(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式6) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日)平成 2 年 5 月 2 4 日 (最終改正日)平成 2 9 年 3 月 1 7 日 1 ～ 3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和 2 8 年 8 月 2 5 日政令第 2 1 6 号）第 7 条に定める検査申請書のほか、別紙様式 4 による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添 5 によることとする。 (2) ～ (5) (略) 5 ～ 8 (略)	(作 成 日)平成 2 9 年 2 月 9 日 1 ～ 3 (略) 4 食肉衛生証明書の発行 (1) 検査申請 認定と畜場等において、食肉を米国に輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和 2 8 年 8 月 2 5 日政令第 2 1 6 号）第 7 条に定める検査申請書のほか、別紙様式 4 による申請書を管轄する食肉衛生検査所長にあらかじめ提出する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添 5 によることとする。 (2) ～ (5) (略) 5 ～ 8 (略)
(別紙様式 1) ～ (別紙様式 5) (略)	(別紙様式 1) ～ (別紙様式 5) (略)
別添 1 ・別添 2 (略)	別添 1 ・別添 2 (略)
別添 3 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) 電子メールにより発行申請を行う場合 輸出者は、別添様式に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長宛てに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えないこと。	別添 3 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 輸出計画書の提出 輸出者は、別添様式に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長宛てに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えないこと。

③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しないこと。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所宛てに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)	(3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しないこと。 (新設) 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所宛てに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略)
(別添様式) (略)	(別添様式) (略)

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
（作成日）平成21年5月14日 （最終改正日）平成29年3月17日 1・2 （略） 3 認定後の事務等 （1）検査申請 認定施設において、牛肉又は豚肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号。以下「施行令」という。）第7条に定める検査申請書のほか、牛肉にあっては別紙様式1－1による検査申請書を、豚肉にあっては別紙様式1－2及び別紙様式2による検査申請書及び家畜保健衛生所の確認書を、あらかじめ認定施設を管轄する食肉衛生検査所長あて提出すること。なお、電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）</u>により申請を行う場合にあっては、別添1によることとする。 （2）～（4） （略） 4～6 （略）	（作成日）平成21年5月14日 （最終改正日）平成28年6月3日 1・2 （略） 3 認定後の事務等 （1）検査申請 認定施設において、牛肉又は豚肉をシンガポールに輸出するために獣畜をとさつ・解体及び分割しようとする者は、と畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号。以下「施行令」という。）第7条に定める検査申請書のほか、牛肉にあっては別紙様式1－1による検査申請書を、豚肉にあっては別紙様式1－2及び別紙様式2による検査申請書及び家畜保健衛生所の確認書を、あらかじめ認定施設を管轄する食肉衛生検査所長あて提出すること。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添1によることとする。 （2）～（4） （略） 4～6 （略）
（別添1） 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 <u>（1）電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式4に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式	（別添1） 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式4に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 <u>（1）輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u> <u>（2）一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。</u> <u>（3）輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式</u>
により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 <u>（2）NACCSにより発行申請を行う場合</u> <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS揭示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、<u>電子メール又はNACCSを利用して</u>食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに<u>提出</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （1）・（2） （略）	により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 <u>（新設）</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （1）・（2） （略）
（別添2） （略）	（別添2） （略）
（別紙様式1－1）～（別紙様式4） （略）	（別紙様式1－1）～（別紙様式4） （略）
（別紙2） （略）	（別紙2） （略）

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作成日)平成26年2月27日 (最終改正日)平成29年3月17日 1～4 (略) 5 食肉衛生証明書の発行 (1) 対ベトナム輸出食肉を輸出しようとする者は、当該食肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という）に食肉衛生証明書（牛肉及び牛の内臓にあっては別紙様式4－1、豚肉及び豚の内臓にあっては別記様式4－2）の発行を申請する。なお、電子メール又は<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(7) (略) 6～8 (略)	(作成日)平成26年2月27日 (最終改正日)平成28年6月3日 1～4 (略) 5 食肉衛生証明書の発行 (1) 対ベトナム輸出食肉を輸出しようとする者は、当該食肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という）に食肉衛生証明書（牛肉及び牛の内臓にあっては別紙様式4－1、豚肉及び豚の内臓にあっては別記様式4－2）の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2)～(7) (略) 6～8 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて登録施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式5に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて登録施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)
<u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合に</u>あっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1)・(2) (略)
(別紙様式1)～(別紙様式5) (略)	(別紙様式1)～(別紙様式5) (略)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成 2 2 年 1 1 月 8 日 (最終改正日) <u>平成 2 9 年 3 月 1 7 日</u> 1 ～ 3 (略) 4 証明書の発行事務等 (1) マカオに豚肉を輸出しようとする者は、当該豚肉の処理を行ったと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に別紙様式 1 の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、<u>電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。</u> (2) ～ (7) (略) 5 ・ 6 (略)	(作 成 日) 平成 2 2 年 1 1 月 8 日 (最終改正日) <u>平成 2 8 年 6 月 3 日</u> 1 ～ 3 (略) 4 証明書の発行事務等 (1) マカオに豚肉を輸出しようとする者は、当該豚肉の処理を行ったと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に別紙様式 1 の食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) ～ (7) (略) 5 ・ 6 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 2 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にてと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) <u>NACCSにより発行申請を行う場合</u> <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイト</u>	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 2 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にてと畜場又は食肉処理場を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)
<u>に掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、<u>電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略) (別紙様式 1) ・ (別紙様式 2) (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、<u>管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付</u>すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1 の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u> また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (1) ・ (2) (略) (別紙様式 1) ・ (別紙様式 2) (略)

改正後	現行
（作成日）昭和44年4月7日 （最終改正日）平成29年3月17日	（作成日）昭和44年4月7日 （最終改正日）平成28年6月3日
1～3（略）	1～3（略）
別添（略）	別添（略）
別添様式1～別添様式4（略）	別添様式1～別添様式4（略）
（別紙1） 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 （1）電子メールにより発行申請を行う場合 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて選定施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 （2）NACCSにより発行申請を行う場合 <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 <u>輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。</u>なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （1）・（2）（略）	（別紙1） 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 輸出計画書の提出 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて選定施設を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 （1）輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 （2）一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 （3）輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 <u>（新設）</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合</u>にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 （1）・（2）（略）
（別紙2）（略）	（別紙2）（略）

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(作 成 日) 平成 2 2 年 8 月 9 日 (最終改正日) <u>平成 2 9 年 3 月 1 7 日</u> 1 ～ 4 (略) 5 食肉衛生証明書の発行 (1) ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に食肉衛生証明書（別紙様式 3）の発行を申請する。なお、<u>電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）</u>により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) ～ (7) (略) 6 (略)	(作 成 日) 平成 2 2 年 8 月 9 日 (最終改正日) <u>平成 2 8 年 6 月 3 日</u> 1 ～ 4 (略) 5 食肉衛生証明書の発行 (1) ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥肉の処理を行った登録施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（以下「証明書発行機関」という。）に食肉衛生証明書（別紙様式 3）の発行を申請する。なお、<u>電子メール</u>により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。 (2) ～ (7) (略) 6 (略)
(別添) 電子メール又はNACCSによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 衛生証明書の発行申請前の手続 (1) <u>電子メールにより発行申請を行う場合</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別記様式 5 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 ③ 輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (2) NACCSにより発行申請を行う場合 <u>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS揭示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書</u>	(別添) 電子メールによる食肉衛生証明書の発行申請手続 1 <u>輸出計画書の提出</u> 食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別記様式 5 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。 (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。 (2) 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。 (3) <u>輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</u> (新設)

<u>等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u> 2 食肉衛生証明書の発行申請手続 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、<u>電子メール又はNACCSを利用して</u>食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合</u>であって、<u>1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は</u>、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)	2 食肉衛生証明書の発行申請 輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を<u>電子メールに添付し、管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに送付すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）</u>。なお、<u>1の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合</u>にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。 また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)
(別紙様式 1) ～ (別紙様式 4) (略)	(別紙様式 1) ～ (別紙様式 4) (略)